

監 第 1 5 号 の 5
令和 5 年 7 月 1 2 日

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査等の対象 公益財団法人上山城郷土資料館

4 監査期日 令和5年6月27日

5 監査等の着眼点

令和4年度分の指定管理に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

来館者のニーズを把握し、展示物の工夫や特別企画事業の実施など、鋭意努力されていることを評価する。今後も、上山市の歴史文化の発信元として、来館者目線を重視し、市民や観光客に愛される魅力ある施設となるよう努められたい。

また、将来を見据えた更なる事業展開のため、市や関係団体と連携を密にし、安定的かつ持続可能な運営体制の構築を図られたい。